

資格取得に係る費用を助成します！！

根室市通年雇用促進協議会では、季節労働者の方が通年雇用化を目指すために、資格取得した際の費用を助成しております。

【助成内容】

当協議会が指定する教育訓練等を受講し、試験合格（資格取得）した季節労働者の方に対し、受講料等の10分の3（ただし、10万円を限度）を支給いたします。

【対象となる方】

- ① 現在、雇用保険の短期雇用特例受給者として雇用されている方
- ② 現在求職中で、前職が雇用保険の短期特例受給者として雇用されていた方
(ただし、前職が平成31年3月31日以前に離職した方は除きます。)
- ③ 現在求職中で、前職が雇用保険の一般被保険者であり、その離職に係る雇用保険の受給資格が無く、かつ、前々職が雇用保険の短期特例受給者の方
(ただし、前々職が平成31年3月31日以前に離職した方は除きます。)

【助成金の対象となる資格（例）】

分野	取得を目指す資格
電気・土木	2級電気工事士、2級土木施工管理技士 等
運輸・建設機械	大型免許、大型特殊免許、大型二種免許、けん引免許、普通二種免許、中型免許、中型二種免許、車両系建設機械、小型移動式クレーン、玉掛け
情報処理	パソコン2級検定 等
介護・福祉	介護職員初任者研修 等

※申込方法等については、裏面に記載しております。

【申込期間】

令和2年4月1日（水）～ 令和3年3月5日（金）

※ただし、予算が上限に達し次第、申込みを締め切りますので、
あらかじめご了承ください。

【申込方法】

①受講前に受講対象となるか、必ず当協議会へご相談ください。

②受講機関へ申込を行い、下記のものを持参のうえ、当協議会へ承認申請を行ってください。

- ・身分が証明できるもの（運転免許証・住民票等）
- ・印鑑（シャチハタ印は不可）
- ・雇用保険の短期特例受給者証または、資格取得等確認通知書の写し
- ・教習所の受講料見積書（内訳がわかるもの、本人名義）
- ・受講日程がわかるもの（予定表、時間割など）

③資格取得後、下記のものを持参のうえ、当協議会へ助成申請を行ってください。

- ・受講修了証明書
- ・免許証などの資格取得証明書
- ・受講料支払領収書（本人名義のものに限る）
- ・印鑑（シャチハタ印は不可）
- ・振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

④当協議会で交付決定後、振込先口座への入金を行います。

【問合先】

〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地（根室市役所商工観光課内）

根室市通年雇用促進協議会

電話 0153-23-6111（内線2273）